

## 畜産生産能力・体制強化推進事業実施要綱

平成23年4月1日付け22生畜第2465号  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成24年4月6日付け23生畜第2803号  
改正 平成25年5月16日付け25生畜第60号  
改正 平成26年4月1日付け25生畜第2201号  
改正 平成27年4月9日付け26生畜第2015号  
改正 平成28年4月1日付け27生畜第1688号  
改正 平成29年4月1日付け28生畜第1510号  
改正 平成30年3月28日付け29生畜第1302号

### 第1 趣旨

平成26年度に策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」や「養豚農業の振興に関する基本方針」、「家畜改良増殖目標」の達成に向けては、「農家の経営を支える長命で生産性の高い家畜づくり」、「繁殖性や飼料効率が高く、家畜の能力が最大限が発揮される家畜づくり」、「多様な消費者ニーズに応える品質の高い畜産物供給できる家畜づくり」を進めることが重要である。

また、これらの目標に沿った家畜改良等の推進により、我が国畜産・酪農の生産基盤の強化を図るためには、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上及び家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりが必要である。

このため、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組及び繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることとする。

### 第2 事業内容

本事業で実施する事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表に定めるとおりとし、本事業に係る細目等は、生産局長が別に定めるところによる。

### 第3 事業の実施手続

- 1 本事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、公募により選定するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、別表の事業実施計画提出先に従って、生産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、2に準じて行うものとする。

#### 第4 助成

国は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

#### 第5 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を取りまとめ、報告するものとする。

#### 第6 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、別表の事業内容ごとに事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適正な事業評価を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の評価を取りまとめ、報告するものとする。

#### 第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

#### 第8 推進・指導等

事業実施主体は、この事業が適切かつ効率的に実施されるよう、関係機関及び関係団体との連携に努めるものとする。なお、国は、関係省庁、地方公共団体等との連携に当たり、事業実施主体に協力・指導するものとする。

#### 第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

##### 1 家畜共済の積極的な活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体は、本事業の参加者（補助事業の受益者）に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

##### 2 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、本事業の参加者から、点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

##### 3 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における受益者のうち、配合飼料を購入して家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量の締結を継続するものとする。また、前

年度末時点において配合飼料価格安定基金との契約を締結していない畜産経営者については、配合飼料価格安定基金との契約を締結するよう努めるものとする。

### 3 重複助成の禁止

本事業の事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

## 第10 その他

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成24年4月6日から施行する。

### 附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施された事業においては、なお、従前の例とする。

### 附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

### 附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の家畜改良推進事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。

### 附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の家畜改良推進事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。

## 別表

事業内容	事業実施主体	事業実施計画提出先	補助率
<p>1 家畜能力等向上強化推進</p> <p>(1) 乳用牛</p> <p>① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進          遺伝子解析情報に基づく改良により長命連産性に優れた乳牛を作出するため、遺伝子の検査・解析及び体型データ・泌乳量の収集等を行い、遺伝的能力評価を実施する取組に対する助成。</p>	<p>民間団体等          (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>定額</p>
<p>② 多様な育種素材の評価活用対策          特色ある優良遺伝資源の活用のため、ホルスタイン種以外(ジャージー種等)の乳用牛の多様な品種の受精卵導入に対する助成。</p>	<p>民間団体等          (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>1/2以内(ただし、受精卵については1個当たり50千円、性判別受精卵については1個当たり65千円を上限とする。)</p>
<p>(2) 肉用牛</p> <p>① 地域固有系統の再構築等支援対策</p> <p>ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討          遺伝子解析情報を活用した系統分類手法の確立による近交係数上昇抑制改良手法の確立に向けた取組に対する助成。</p> <p>イ 地域固有系統の再構築          牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う検討会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導、研修会の開催等の取組に対する助成。</p>	<p>民間団体等          (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>定額</p>
<p>② 多様な種雄牛の活用促進対策</p> <p>ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金          多様な牛肉生産に対するニーズに即した素牛供給に資するため、希少系統やその他形質に優れた多様な種</p>	<p>生産者集団等          (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>地方農政局長</p>	<p>定額(1頭当たり20千円を上限とする。)</p>

雄牛の活用促進に向けた取組に対する助成。	の。)		
イ 和牛凍結精液の流通・保管状況調査 多様な種雄牛の活用を促進するため、凍結精液の流通・保管状況等を把握する取組に対する助成。	民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	生産局長	定額
③ 多様な改良情報の収集・分析等対策 ア 産肉情報基盤の強化・活用 遺伝的能力評価を活用した和牛改良を推進するため、枝肉情報、血統情報など、遺伝的能力評価に必要なデータの収集・分析と、分析結果の活用方法等を検討する取組に対する助成。 イ 新たな改良形質の検討・評価 枝肉情報以外の形質に注目した評価に向けたデータ収集・分析と評価手法等を検討する取組に対する助成。	民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	生産局長	定額
(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進 遺伝子解析技術を活用した改良により、優良な種豚を作出するため、遺伝子検査、肉質等の検査・分析、検査に供するサンプルの購入等を行う取組に対する助成。	民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	生産局長	定額
② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進 全国的な遺伝的能力評価の定着化のための種豚の血縁関係構築に必要な取組に対する助成。 ア 地域血縁構築推進 イ 全国血縁構築推進	民間団体等又は生産者集団等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	地方農政局長 生産局長	1/2以内(ただし、血縁構築豚については1頭当たり30千円、血縁構築精液については1本当たり3千円を上限とする。)
③ ベンチマークの活用推進 ア ベンチマークの検討 純粋種豚の改良データの管理の簡素化等のための、情報集約型のベンチマークをの検討を行う導入する取組に対する助成。 イ ベンチマークの導入支援	民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	生産局長  生産局長	定額  1/2以内

<p>純粋種豚の改良データの管理の簡素化につなげるため、情報集約型のベンチマークを導入する取組に対する助成。</p>			
<p>2 繁殖肥育一貫経営等育成支援  (1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策  ① 交雑種雌牛の導入支援  繁殖肥育一貫経営において、受卵牛として交雑種雌牛を導入する取組に対する助成。  ② 和牛受精卵の移植支援  繁殖肥育一貫経営において、交雑種等に受精卵を汚職する取組に対する助成。</p>	<p>民間団体等  (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>定額 (1頭当たり15千円を上限とする。)   1 / 2以内 (移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。)</p>
<p>(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策  繁殖経営と肥育経営の間の円滑な素牛の供給・受入れなど、地域内一貫生産の仕組みづくりに資する検討会や専門家による現地指導等を実施する取組に対する助成。</p>	<p>民間団体等  (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>定額</p>
<p>(3) 人材の育成・飼料の確保対策  ① 人材の育成支援  一貫化に必要な人材を育成するための検討会や技術研修等を実施する取組に対する助成。</p>	<p>民間団体等  (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>定額</p>
<p>② 飼料の確保支援  一貫化に必要な国産飼料を確保する体制を検討する取組に対する助成。</p>	<p>民間団体等  (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>定額</p>
<p>③ 公共牧場等マッチング支援  一貫化への円滑な移行を図るために必要な公共牧場等の情報を調査し、利用を希望する畜産農家とマッチングする取組に対する助成。</p>	<p>民間団体等  (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>生産局長</p>	<p>定額</p>